

令和7年度における会計検査院の中小企業者に関する契約の方針

令和7年6月 会計検査院

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和7年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和7年度の会計検査院における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、比率が61.0%、金額が約5.0億円になるよう目指すものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約比率については、会計検査院における前年度までの実績を上回るよう努め、5%を目指すものとする。

3 推進体制の整備

中小企業者の受注の機会の増大のため、推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、1及び2の目標達成に向けて、方針の策定、実績及び課題の把握等を行うほか、必要に応じ、調達担当部局に対して情報提供等を行う。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 官公需情報の提供の徹底

発注見通し及び入札情報のホームページ等への掲載により、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。

2 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に具体的に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努める。

また、調達の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、可能な限り説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する取組を継続する。

3 中小石油販売業者に対する配慮

国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持

していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、(2)に留意するとともに、例えば(1)及び(3)のような取組により、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

- (1) 一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結していること、国等又は地方公共団体の管内に燃料供給拠点を有すること等、適切な地域要件の設定を行うこと。
- (2) 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等と十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。
- (3) 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力分離・分割発注を行うこと。

4 低入札価格調査制度の適切な活用等

低入札価格調査を実施するに際しては、業務に必要な人件費、原材料費及びエネルギーコスト等が入札価格に反映されているかについて、入札価格の内訳書を徴取するなどして確認するものとする。

5 人件費、原材料費及びエネルギーコスト等の上昇への対応

人件費、原材料費及びエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について契約相手方から申出があった場合には誠実に対応するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むものとする。

- 1 調達担当部局は、類似の契約に新規中小企業者との契約実績がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないよう特に留意して、仕様内容等を定めるものとする。
- 2 調達担当部局は、少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、可能な限り新規中小企業者から見積書を徴取するよう努める。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、会計検査院において適用する。

- 2 事務総長官房会計課は、中小企業庁から提供された中小企業者との契約の増加に資する情報を調達担当部局へ提供する。

(別紙)

中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

